

全国で 12 の企業・団体が新たに「水防協力団体」に仲間入り！

～水防団の行う水防活動への協力を通じて、地域のために貢献する団体が増えます～

- 水防管理者（市町村長）は水防団等が行う水防活動を支援・サポートする「水防協力団体」を毎年募集しており、昨年 12 月には、国土交通省が募集の協力を行いました。
- その結果、12 企業・団体が、新たに水防協力団体に指定又は指定される予定となりましたのでお知らせします。

1. 水防協力団体制度とは

- 水防管理者（市町村長）が、水防団が行う水防活動を支援・サポートする企業・団体等を「水防協力団体」として指定するものです。

【水防協力団体制度とは→ <https://zensuikan.jp/14kakuho/dantai/001.html>】

※昨年 12 月に国土交通省が水防協力団体の募集を実施

【→ https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000222.html】

2. 水防協力団体としての主な活動内容

- 水防活動に関する普及啓発やイメージアップ等の広報活動
- 水防に必要な器具、資器材、物資又は設備の保管及び提供等の協力 など

3. 新たに水防協力団体に指定又は指定予定の企業・団体等

- 別紙のとおり

4. 問い合わせ先

水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室 金子（内線 35452）、新保（内線 35456）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8460